平成２８年（フ）第５３５号
横浜市鶴見区馬場４丁目６番21号　津々美荘203
債務者　野崎　裕樹
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３６号
横浜市鶴見区馬場４丁目６番21号　津々美荘203
債務者　野崎　美穂
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５２号
神奈川県海老名市社家505番地　特別養護老人ホーム陽だまり、住民票上の住所神奈川県海老名市社家1123番地　コーポラス藤205号
債務者　長妻　清子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７１号
神奈川県大和市上草柳176番地４　ヴェルドミール105号
債務者　小笠原勇二
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２０号
神奈川県大和市下鶴間2349番地　リバーサイド目黒303号
債務者　島内　義充
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４９号
神奈川県海老名市上今泉３丁目８番６号　ノースヒルタック305
債務者　小安　智広
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５４号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅５棟101号
債務者　伊東　辰男
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
釧路市愛国西１丁目14番９号
債務者　野内　和子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
東京都町田市本町田2441番地公社住宅ハ６－207
債務者　松本　慎也
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３号
静岡市駿河区用宗４丁目３番28号
債務者　渡会　裕美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０号
静岡市清水区八坂北１丁目18番24号
債務者　鈴木　隆文
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
栃木県栃木市大平町西水代2017番地１、従前の住所栃木県小山市大字喜沢655番地12
債務者　渡邉　　武
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２４号
栃木県栃木市大平町西水代2017番地１、従前の住所栃木県小山市大字喜沢655番地12
債務者　渡邉　厚子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３１３号
横浜市金沢区金沢町190番地　メゾンナナ102
債務者　金泉　雄太
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部